

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その3 <内容積450リットル以下の小型運搬容器の基準>

項目	基 準							番 号		
	運搬時における温度変化、湿度変化又は圧力変化によって破損するおそれがなく、かつ、収納された毒物又は劇物が漏れるおそれがないもの。							1-2		
	外部環境による劣化又は内容物による化学的変化により運搬の安全性を損なわないものであること。							1-3		
	容器の種類、材質並びに毒物及び劇物の包装等級別最大内容積又は最大収納重量は、次表に適合するものであること。 (液体の毒物劇物に認められる運搬用器)									
	運 搬 容 器					包装等級		備考		
	内装容器の種類	最大内容積	外装容器の種類	最大収納重量	I	II	III			
容器の一般規定	組合せ容器 ガラス製容器(陶磁器製容器を含む。)又はプラスチック製容器(プラスチック製袋を除く。)	10L	木箱、プラスチック箱又は金属製容器	75kg	○	○	○			
				125kg	×	○	○			
			ファイバ板箱	40kg	○	○	○			
				55kg	×	×	○			
	容器 金属製容器	30L	木箱	125kg	○	○	○			
				225kg	×	○	○			
			ファイバ板箱	40kg	○	○	○			
				55kg	×	○	○			
				75kg	×	×	○	注1		
	内 容 器		外装容器の種類	最大内容積	I	II	III			
複合容器	プラスチック製		金属ドラム	250L	○	○	○			
			プラスチックドラム	120L	○	○	○			
				250L	×	×	○			
			ファイバドラム	120L	○	○	○			
				250L	×	○	○			
			金属製容器(金属ドラムを除く。)	60L	○	○	○			
			ファイバ板箱	10L	○	○	○	注2		
				60L	○	○	○			
	容 器 の 種 類			最大内容積	I	II	III			
单一容器	金属ドラム			250L	○	○	○			
	プラスチックドラム			250L	×	○	○			
	金属製容器(金属ドラムを除く。)			60L	○	○	○			
	プラスチック製容器(プラスチックドラム及びプラスチック袋を除く。)			60L	×	○	○			

(固体の毒物劇物に認められる運搬用器)										
	運搬容器				包装等級			備考		
	内装容器の種類	最大内容積 又は最大収納重量	外装容器の種類	最大収納重量	I	II	III			
組合せ容器器	ガラス製容器 (陶磁器製容器を含む。)	10L	木箱	125kg	○	○	○	1 - 4		
				225kg	×	○	○			
		30kg	ファイバ板箱	40kg	○	○	○			
				55kg	×	×	○			
	プラスチック製容器 (プラスチック袋を除く。)	40kg	木箱又はプラスチック容器	125kg	○	○	○			
				225kg	×	○	○			
		20kg	ファイバ板箱	40kg	○	○	○			
				55kg	×	○	○			
	金属製容器 袋類	40kg	木箱	125kg	○	○	○			
				225kg	×	○	○			
		20kg	ファイバ板箱	40kg	○	○	○			
				55kg	×	○	○			
单一容器	容器の種類				最大収納重量	I	II	III		
	金属ドラム				400kg	○	○	○		
	プラスチックドラム				250kg	○	○	○		
	ファイバドラム				400kg	×	○	○		
	金属製容器(金属ドラムを除く。)又はプラスチック製容器(プラスチックドラム及びプラスチック袋を除く。)				200kg	○	○	○		
	樹脂クロス袋(防水性のもの)、プラスチックフィルム袋、織布袋(防水性のもの)又は紙袋(防水性のもの)				120kg	○	○	○		

別紙 5

	「容器の試験」の規定に適合すること。									
容器の試験等	<p>① 同一の容器製造場所（組合せ容器にあっては、内装容器と外装容器を組み合わせた場所をいう。）製造（組合せ容器にあっては、組合せ行為をいう。以下同じ。）された同一設計仕様容器の単位で行うこと。</p> <p>② 同一設計仕様で連続的に製造される容器では、その製造工程が適切に管理されたところで製造されかつ、一定間隔で製造された容器を抽出し、繰り返し試験を行い、試験に合格していることが確認されたものであること。</p> <p>③ 容器は、試験を行う前に毒物又は劇物を収納した状態で 6箇月間保管したもの、又はこれと同等と認められる方法で調整したものでなければ、試験容器としてはならないこと。</p>	1 - 5								
	<p>① 落下試験 すべての容器</p> <p>② 気密試験 液体の毒物劇物を収納する容器（組合せ容器は除く。）</p> <p>③ 水圧試験 液体の毒物劇物を収納する容器（組合せ容器は除く。）</p> <p>④ 積み重ね試験 袋以外のすべての容器</p>									
容器への収納方法	<p>温度変化等により毒物又は劇物が漏れないように容器を密閉して収納すること。ただし、温度変化等により毒物又は劇物からのガスの発生によって容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、発生するガスが毒性を有する等の危険があるときを除き、ガス抜き口（毒物又は劇物の漏えい及び外部からの物質の浸透を防止する構造のものに限る。）を設けた容器に収納することができる。</p> <p>① 固体の毒物劇物は、容器の内容積の 9.5%以下の収納率で収納すること。</p> <p>② 液体の毒物劇物は、容器の内容積の 9.8%以下の収納率で、かつ、50°Cの温度で漏れないように十分な空間容積を有して収納すること。</p> <p>一の外装容器には、他の毒物若しくは劇物（含有量のみが異なるものを除く。）又は毒物若しくは劇物以外のものを収納してはならない。ただし、包装等級 I 以外の毒物劇物であって、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>① 互いに反応しないか若しくは反応しても有害な生成物が生じないことが確認されている毒物又は劇物を収納する場合</p> <p>② 一の内装容器に次の表の左欄に掲げる毒物又は劇物が同欄の当該毒物又は劇物に対応する右欄の値以下で収納され、かつ、外装容器の最大収納重量が30キログラム以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>包装等級IIの液体の毒物又は劇物</td> <td>500ミリリットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級IIの固体の毒物又は劇物</td> <td>1キログラム</td> </tr> <tr> <td>包装等級IIIの液体の劇物</td> <td>1リットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級IIIの固体の劇物</td> <td>3キログラム</td> </tr> </table>	包装等級IIの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル	包装等級IIの固体の毒物又は劇物	1キログラム	包装等級IIIの液体の劇物	1リットル	包装等級IIIの固体の劇物	3キログラム	2 - 1 2 - 2
包装等級IIの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル									
包装等級IIの固体の毒物又は劇物	1キログラム									
包装等級IIIの液体の劇物	1リットル									
包装等級IIIの固体の劇物	3キログラム									
	運搬中に融解するおそれのある固体の毒物劇物は、組合せ容器にあっては袋類の内装容器、单一容器にあってはファイバドラム及び袋類に収納してはならないこと。	2 - 3								
積載の態様	<p>落下し、転倒し、又は破損することがないように積載すること。</p> <p>容器は（組合せ容器の外装容器及び袋類を除く。）は、収納口を上方に向けて積載すること。</p> <p>積み重ね高さは、3m以下とすること。</p> <p>積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載すること。</p> <p>容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。</p>	3 - 1 3 - 2 3 - 3 3 - 4 3 - 5								
運搬方法	<p>容器が、著しく動搖又は摩擦を起こさないように運搬すること。</p> <p>気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」の標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。</p> <p>気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、防毒マスク、保護手袋その他事故の際に応急措置を講ずるために必要な保護具を二人分以上備えること。</p>	4 - 1 4 - 2 4 - 3								
容器の表示	<p>容器が容器試験に合格していることを表示するため、次の事項を容器に表示すること。</p> <p>① 容器の種類を示す記号</p> <p>② 包装等級を示す文字</p> <p>液体を収納する複合容器及び单一容器にあっては、許容された収納物の比重（1.2以下は不要）</p> <p>組合せ容器の外装容器及び固体を収納する容器にあっては、最大収納重量</p> <p>③ 組合せ容器の外装容器及び固体を収納する容器にあっては、「S」の文字</p> <p>水圧試験に合格した容器にあっては、水圧試験値（10kPa未満は切捨て）</p> <p>④ 容器の製造年（西暦年の下2桁）⑤ 国名記号 ⑥ その他（容器製造業者記号等）</p>	6 - 1								

注) 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準－その3」が適用をされる場合

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下同じ。）又は劇物（可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く。以下同じ。）を、内容積が450L以下の容器に収納して、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によって運搬する場合。

ただし、中型運搬容器を使用して毒物若しくは劇物を運搬する場合、又は毒物若しくは劇物であって高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高压ガス又は放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合を除く。

別紙 5

項目	基 準	番 号
容器への収納方法	温度変化等により毒物又は劇物が漏れないように容器を密閉して収納すること。ただし、温度変化等により毒物又は劇物からのガスの発生によって容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、発生するガスが毒性を有する等の危険があるときを除き、ガス抜き口（毒物又は劇物の漏えい及び外部からの物質の浸透を防止する構造のものに限る。）を設けた容器に収納することができる。	2-1
	① 固体の毒物劇物は、容器の内容積の95%以下の収納率で収納すること。 ② 液体の毒物劇物は、容器の内容積の98%以下の収納率で、かつ、50°Cの温度で漏れないように十分な空間容積を有して収納すること。	2-2
	運搬中に融解するおそれのある固体の毒物劇物は、液体状態に適応した容器に収納すること。	2-3
	連続して複数の閉鎖装置が付いている容器に収納する場合の閉鎖順序は、収納後の内容物に近い閉鎖装置から閉鎖すること。	2-4
	腐食、汚染又は損傷がないこと及び付属装置の機能が適切であることを確かめた上で、収納すること。 設計強度に比べて強度低下が認められた容器には、収納しないこと。	2-5
	50°Cにおける蒸気圧が110kPaを越える液体又は55°Cにおいて130kPaを越える液体の毒物劇物を収納しないこと。	2-6
金属製容器 硬質プラスチック製容器又は複合容器	液体の毒物又は劇物を収納する場合は、通常の運搬条件において生成する内部圧力に対し適切な耐性を有する容器に収納すること。 水圧試験圧力の表示のある容器には、次の蒸気圧を有する液体の毒物又は劇物に限り収納できる。 ① 最大充填率及び充填温度15°Cに基づいて決定した55°Cにおける容器内のゲージ圧合計値が、表示された水圧試験圧力の2/3以下であるとき。 ② 50°Cにおいて、表示された水圧試験圧力と100kPaの和の4/7未満であるとき。 ③ 55°Cにおいて、表示された水圧試験圧力と100kPaの和の2/3未満であるとき。	2-7
	液体の毒物又は劇物は、製造日から5年間以上経過した容器には収納しないこと。	2-8
	液体の毒物又は劇物は、製造日から5年間以上経過した容器には収納しないこと。	2-8
積載の態様	落下し、転倒し、又は破損するがないように積載すること。	3-1
	運搬中横方向又は縦方向の移動及び衝撃を防止し、適当な外部支持により確実に輸送ユニットに固定して積載すること。	3-2
	積み重ね高さは、3m以下とすること。 容器にかかる荷重は、「積み重ね試験」の総重量以下であること。	3-3
	積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載すること。	3-4
	容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。	3-5
運搬方法	容器が、著しく動搖又は摩擦を起こさないように運搬すること。	4-1
	気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」の標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。	4-2
	気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、防毒マスク、保護手袋その他事故の際に応急措置を講ずるために必要な保護具を2人分以上備えること。	4-3
容器の表示	容器が容器試験に合格していることを表示するため、次の事項を容器に表示すること。 ① 容器の種類を示す記号 ② 包装等級を示す文字 ③ 容器の製造年月日 ④ 国名記号 ⑤ 容器製造業者名称等 ⑥ 積み重ね試験に合格した容器にあっては、積み重ね試験値 ⑦ 最大許容総重量又はフレキシブル容器にあっては、最大収納重量	5

注) 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準－その4」が適用をされる場合

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下同じ。）又は劇物（可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く。以下同じ。）を中型運搬用器に収納して車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によって運搬する場合。

ただし、次に掲げるも場合を除く。

イ 無機シアノ化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を内容積が1,000L以上の固定容器で運搬する場合

ロ 毒物若しくは劇物であつて高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高圧ガス又は放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合